吉野遮音システム

A−2000・ＷＩ

１時間耐火構造　国土交通大臣認定　ＦＰ０６０ＮＰ－０１９８
遮　音　構　造　国土交通大臣認定　ＳＯＩ－０１１２
　　国土交通大臣認定　ＳＯＩ－０１１３

標準施工指導書

［平成２６年４月版］

安全で快適な住空間を創る
YOSHINO
吉野石膏株式会社

安全で確実に施工をしていただくために

乾式耐火遮音壁を、集合住宅（マンション等）の戸境壁等として施工する場合は“特例基準「消防法施行令第２９条の４」”に基づいた総務省令第４０号、その細目を定めた消防予第１８８号および５００号通知内容を遵守する義務があります。その５００号通知には施工条件として、「施工管理体制が整備されている場合に限る」と明記されております。

「施工管理体制が整備されている場合に限る」とは、

① 乾式壁の施工方法―メーカーが作成した施工仕様書等により明確とされていること。

② 施工現場における指導・監督等―メーカーが実施する技術研修を修了した者が選任されていること。

③ 施工状況の確認等―自主検査による確認が行われ、かつその結果が保存されていること。

の要件が整っていることです。

「標準施工指導書」が①にあたるものとなります。

②につきましては、「耐火・遮音システムの施工管理」を徹底するため、《タイガー耐火遮音構造施工研究会》またはそれに準ずる組織で、現場施工を想定した実技研修などの技術研修を実施し、研修修了者には修了証〈ライセンス〉を授与する制度を確立しております。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としており、この考え方は戸境壁以外の耐火遮音壁を施工する際にも必要であることから、この「標準施工指導書」の内容に従い確実に施工することとします。

その他

1. この「標準施工指導書」は、必ず施工前に注意深く読み、よく理解してください。
2. この「標準施工指導書」はこの施工全般にわたって、いつでも確認できるように保管して置いてください。

吉野遮音システム　A-２０００･ＷＩ
標準施工指導書

Ｓ－００８－２

目 次

１．総　則
　１－１　適用範囲
　１－２　周知徹底
　１－３　施　　工
　１－４　報　　告

２．安全対策

３．ボードの荷姿、運搬、揚重、保管
　３－１　荷　　姿
　３－２　運　　搬
　３－３　揚　　重
　３－４　保　　管
　３－５　残材処理　清掃

４．材　料
　４－１　主構成材料
　４－２　副構成材料

５．施工要領
　５－１　標準施工手順
　５－２　施工要領

６．検　査
　６－１　自主検査
　６－２　立合検査

７．認定書
　耐火構造
　遮音構造

８．遮音性能

９．各部の納まり例

［平成２６年４月版］

吉野遮音システム A-２０００･ＷＩ 標準施工指導書

Ｓ－００８－３

① 総 則

１－１ 適用範囲

この標準施工指導書は、吉野遮音システム A-２０００・ＷＩ(耐火･遮音仕様)について適用する。

吉野遮音システム A-２０００・ＷＩ
１時間耐火構造　国土交通大臣認定　ＦＰ０６０ＮＰ－０１９８
遮音構造　　国土交通大臣認定　ＳＯＩ－０１１２（空気層の範囲が７５～１１０）
　　国土交通大臣認定　ＳＯＩ－０１１３（空気層の範囲が１１０～１５０）

水平断面図（ＴＬ$_D$-５６の遮音性能とする場合の壁構造）

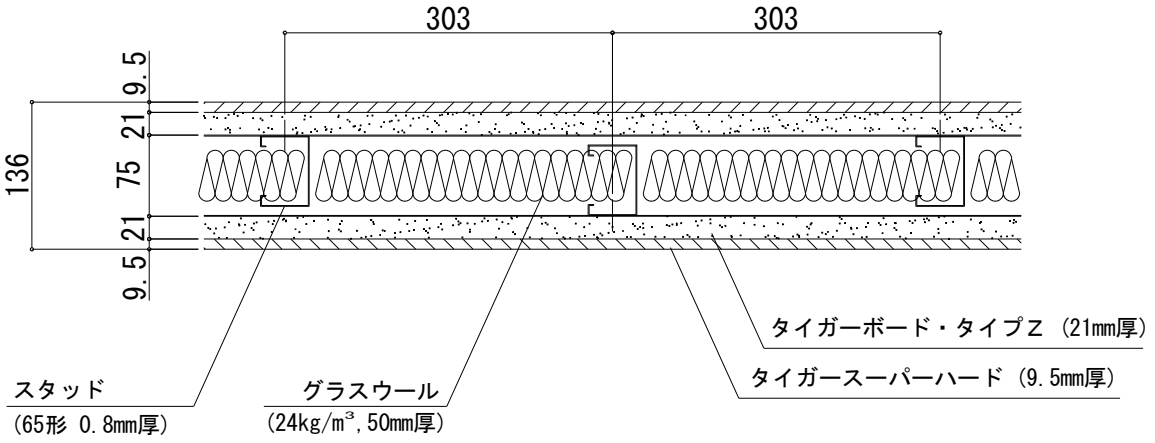

水平断面図（認定の仕様）

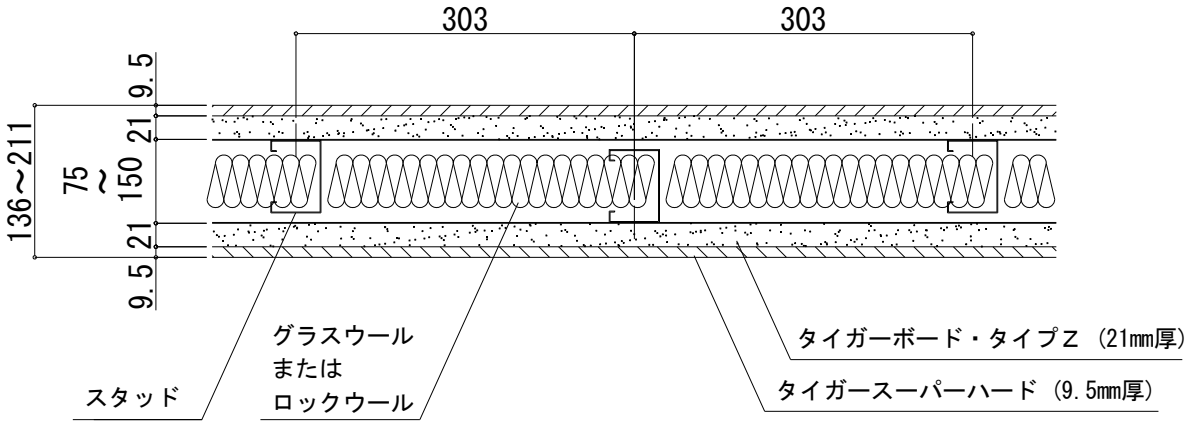

※壁高さに応じて選択されるスタッドの形状（６５，７５，９０形または１００形など）は異なります。
※本書の図面寸法値は、各部材の公称寸法を記載しております。

１－２　周知徹底
吉野遮音システムA-２０００・ＷＩの施工に際しては、この標準施工指導書にて事前に説明会、その他の方法で作業員全員に周知徹底を図る。

１－３　施工
施工業者は、この標準施工指導書によって、正確、確実に施工しなければならない。
この標準施工指導書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、吉野石膏（株）と協議し、施工方法を検討する。

１－４　報告
施工業者は、工事が完了した時点で建設元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

②　安全対策

現場の作業は、安全を第一とし、各人が各々自覚した行動をとり、もし危険のある段取りや安全管理が徹底出来ない場合は、作業を中止してでも全員一体となって、安全管理を最優先し、最後まで無事故で工事を完了させることを基本とする。

《タイガーボード類の注意》
＊指定の用途以外にご使用の場合は性能を保証いたしかねます。
＊ボードを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸を使用してください。
　また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネの着用をおすすめします。
＊在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。
＊タイガーボード類などの廃材、洗浄排水の処理については、環境公害とならないようにご注意ください。

③　ボードの荷姿、運搬、揚重、保管

３－１　荷姿
保管荷姿は、通常強化せっこうボード(２１㎜)で６０枚を１山、硬質せっこうボード（９．５㎜）で１００枚を１山としてある。

３－２　運搬
強化せっこうボードなどの搬入は、建設元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画にもとづいて行う。

３－３　揚重
各階への揚重は、現場設置のリフトなどで行い、現場の揚重基準に従う。

３－４　保管

（１）荷くずれ、角欠けがないように均等に置く。
（２）壁際より、最低１ｍ以上離す。
（３）傾斜面、墨出し部には置かない。
（４）凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合は、あらかじめシートなどで養生する。
（５）強化せっこうボードなどの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上に保管し、ボードの縁が台からはみ出ないこと。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。

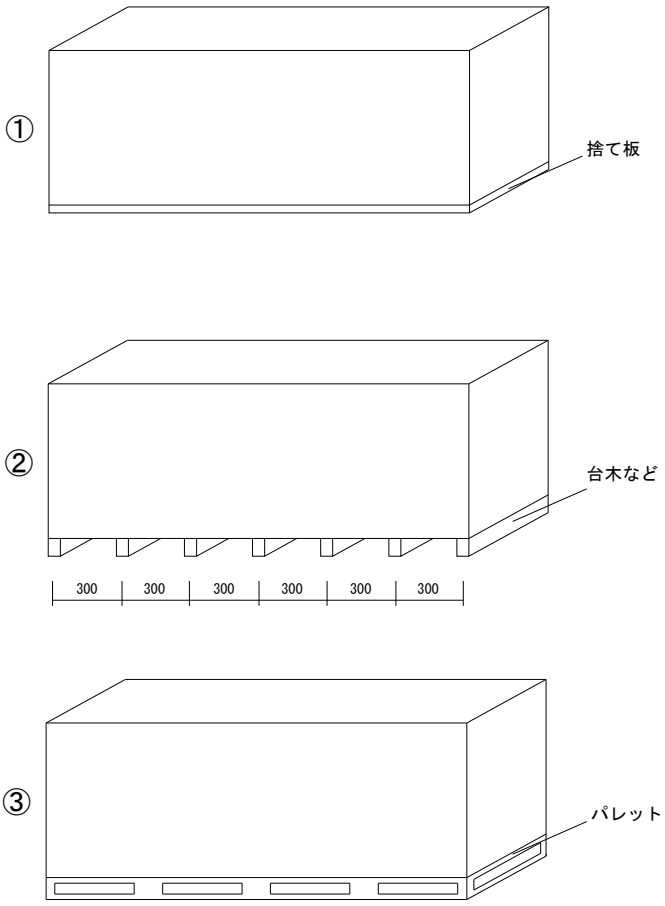

(※長尺品の場合は①または③とする)

（６）２段積みなどを行う場合は、台木の位置を１段目と２段目でそろえること。
（７）強化せっこうボードなどを踏み台にしないこと。

３－５　残材処理、清掃

強化せっこうボードなど、その他の残材は、各階ごとにあらかじめ決められている指定場所に毎日清掃し、集積しておく。

④ 材 料

４－１　主構成材料

４－１－１　強化せっこうボード(ＧＢ－Ｆ（Ｖ））

商品名：タイガーボード ・タイプＺ　（ 以下、ＴＢＺと称する ）

（１） 規格　不燃NM－８６１５(ＧＢ－Ｆ（Ｖ）)、ＪＩＳ Ａ ６９０１

（２） 寸法

厚　さ　　２１㎜

大きさ(標準)　６０６㎜×１，８２０、２，４２０、２，７３０㎜

（３） 性能

比　重　　０．７５以上

含水率　　３％以下

４－１－２　硬質せっこうボード(ＧＢ－Ｒ－Ｈ)

商品名：タイガースーパーハード　（ 以下、ＴＳＨと称する ）

（１） 規格　不燃NM－９６４５、ＪＩＳ Ａ ６９０１

（２） 寸法

厚　さ　　９．５㎜

大きさ(標準)　９１０㎜×１８２０㎜、２，４２０、２，７３０㎜

（３） 性能

比　重　　１．３±０．１３以上

含水率　　３％以下

４－１－３　上部および下部ランナー

ＪＩＳ Ｇ ３３０２またはＪＩＳ Ｇ ３３１３等

⊏－７５～１５０×３０～７５×０．４～０．８㎜

※乾式戸境壁に求められている公的性能基準確保には、ＪＩＳ品（ＪＩＳ Ａ ６５１７）を使用する。

４－１－４　スタッド（間柱）

ＪＩＳ Ｇ ３３０２またはＪＩＳＧ ３３１３等

⊏－６５～１４０×４５～７５×０．４～１．６㎜

□－６５～１４０×４０～７５×０．４～１．６㎜

壁高さと間柱の選定例（ＪＩＳ Ａ ６５１７の場合）

壁高さ３．５ｍまで　：　⊏－６５×４５×０．８㎜

壁高さ３．９ｍまで　：　⊏－７５×４５×０．８㎜

壁高さ４．４ｍまで　：　⊏－９０×４５×０．８㎜

壁高さ４．５ｍまで　：　⊏－１００×４５×０．８㎜

※乾式戸境壁に求められている公的性能基準確保には、ＪＩＳ品（ＪＩＳ Ａ ６５１７）を使用する。

４－１－５　グラスウールなど

グラスウール：ＪＩＳ Ａ ６３０１、Ａ　９５０４またはＪＩＳ Ａ ９５２１
密度２４kg/m³以上　厚さ５０㎜以上

ロックウール：ＪＩＳ Ａ ６３０１、Ａ　９５０４またはＪＩＳ Ａ ９５２１
密度２５kg/m³ 以上　厚さ５０㎜以上

４－２　副構成材料

４－２－１　ランナー固定用ピン

コンクリート釘　　φ２．０㎜以上×１０㎜ 以上
バッファーピン　　φ２．０㎜以上×１０㎜ 以上
タッピンねじ　　φ２．０㎜以上×１０㎜ 以上

４－２－２　スタッドスペーサー

ＪＩＳ Ｇ ３３０２またはＪＩＳＧ ３３１３等に規定する板厚０．５㎜以上のもの。

４－２－３　ランナースペーサー

（１）鋼製スペーサー
亜鉛めっき等の処理をしたもの。
「タイガーランナースペーサー」など

（２）その他のスペーサー（４０×４０㎜以上）
せっこうボードなど（可燃物不可）

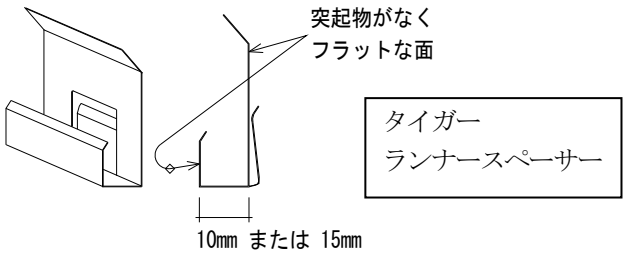

４－２－４　タッピンねじ・ステープルなど

（１）タッピンねじ:防錆処理をしたもの。
下張りＴＢＺ留め付け用タッピンねじ　　φ３．５㎜以上×３２㎜ 以上
上張りＴＳＨ留め付け用タッピンねじ　　φ３．５㎜以上×４０㎜ 以上

（２）ステープル：防錆処理をしたもの。
上張りＴＳＨ留め付け用ステープル　　幅４㎜ 以上×長さ１９㎜ 以上（MA線）
グラスウールなどの留め付け用ステープル　幅４㎜ 以上×長さ２５㎜ 以上など
（グラスウールなどの留め付け用にはスピンドルピン（長さ３８㎜以上）も使用可能）

４－２－５　接着材

無機質系接着材「タイガートラボンド」（吉野石膏製）または酢酸ビニル樹脂系接着材「吉野サクビボンド」など

４－２－６　継目処理などの材料（必要に応じて継目処理などをする場合には下記のもの、または充てん材を使用する）

（１）ジョイントコンパウンド（パテ）
ＪＩＳ Ａ ６９１４またはＪＩＳ Ｋ ５６６９に適合するもの。
「タイガーUライト」、「タイガーＦライト」、「タイガーＳＰライト」、「タイガーライト」、「タイガーＶシールパテ」、「タイガーＧＬパテ」、「タイガーＵＰパテ」、「タイガーＦトップパテ」、「タイガーＳＰパテ」、「タイガーパテ」、「タイガージョイントセメント」（吉野石膏製）など

（２）ジョイントテープ
「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」など

４－２－７　充てん材

（１）耐火目地材
ロックウール　「タイガーロックフェルト」（厚さ１０㎜×幅１５㎜×長さ１，０００㎜）など

（２）無機質系充てん材
「タイガージプタイト」、「タイガージプシール」（吉野石膏製）など

（３）シーリング材
ウレタン系「タイガーUタイト」、変成シリコーン系「タイガー耐火シーラント」など

⑤ 施工要領

５－１ 標準施工手順

墨　　出　　し
↓
ラ ン ナ ー の 取 り 付 け

ス タ ッ ド 建 て 込 み
↓
A面　ランナー取合部の耐火目地材「タイガーロックフェルト」を充てん
↓
A面　下張りボード張り付け
↓
A面　下張りボード取合部のシール（「タイガーUタイト」）
↓
A面　上張りボード張り付け
↓
A面　上張りボード取合部の充てん（「タイガージプタイト」または「タイガーUタイト」）
↓
B面よりグラスウールなどの取り付け
↓
B面　ランナー取合部の耐火目地材「タイガーロックフェルト」を充てん
↓
B面　下張りボード張り付け
↓
B面　下張りボード取合部のシール（「タイガーUタイト」）
↓
B面　上張りボード張り付け
↓
B面　上張りボード取合部の充てん（「タイガージプタイト」または「タイガーUタイト」）
↓
検　　査
↓
継目部その他の処理（認定上必須の処理ではありません）
↓
仕　上　げ（認定上必須の処理ではありません）
↓
検　　査
↓
引　き　渡　し

５－２　施工要領

５－２－１　墨出し

（１）墨打ち面に砂その他の汚れや、凹凸がある場合は、事前によく清掃してから墨出しをする。

（２）躯体の芯墨、または返り墨から所定の間仕切壁の芯墨を出し、取り付けランナーの面墨を上、下スラブ面に出す。

（３）間仕切の長さが長いところでは、直線度に特に注意する。

（４）墨出し終了後、墨出し位置をチェックした後、建設元請業者の監督員の承認を受ける。

５－２－２　ランナーの取り付け

（１）上部および下部ランナーは、正確に墨出しされたスラブ面などに固定用ピンなどで固定する。

（２）固定用ピンは、ランナーの端部より約５０㎜の位置に打ち、中間は６００㎜以内の間隔で千鳥に固定する。

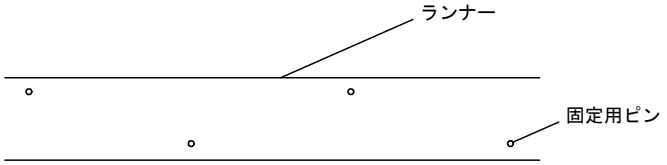

（３）ランナーの位置は、面墨とランナーの外面を合わせて調整する。

（４）Ｔ字型に配置される場合、取合部のランナーは、約３２㎜程度離して固定する。

乾式戸境壁に求められている公的性能基準確保には、鋼製下地は厚さ０．８㎜のＪＩＳ品（ＪＩＳ Ａ ６５１７）を使用する。

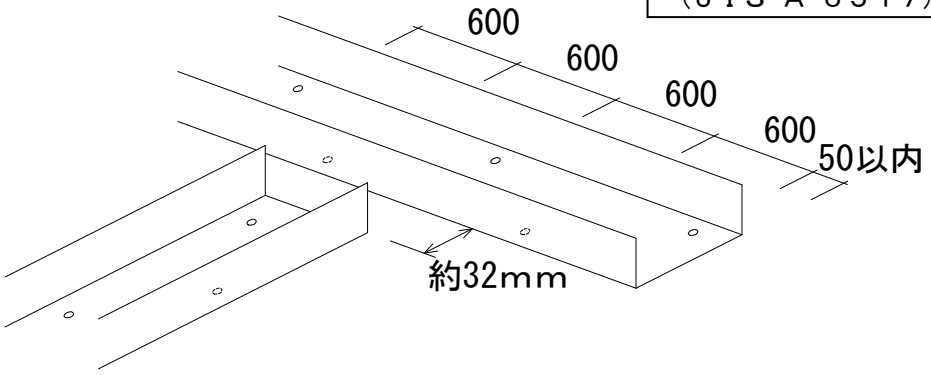

（５）耐火被覆される鉄骨梁へ上部ランナーを取り付ける場合は、耐火被覆工事に先立ってランナー受け通し材を溶接などにより固定し、上部ランナーを取り付け、鉄骨梁と上部ランナーの間はあらかじめ岩綿モルタルを充てんしたうえで、鉄骨の耐火被覆を施工する。ランナー受け通し材や梁からの透過音をさらに低減するためには、添付図＜Ｓ造梁との取り合い例＞を参照して下さい。

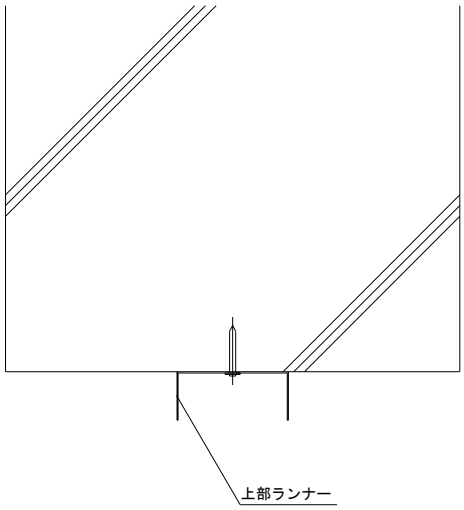

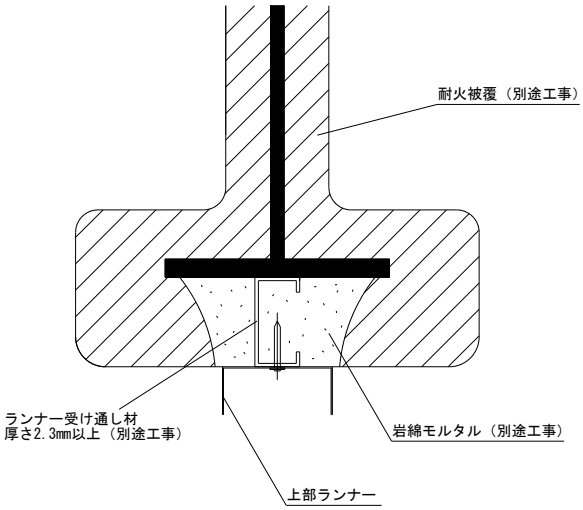

＜天井スラブおよびＲＣへのランナー取り付け＞　　＜鉄骨梁へのランナーの取り付け＞

（６）上部および下部ランナーは、壁または柱などへは突き付けずに、約１０㎜離す。

５－２－３　スタッドの建込み

（１）スタッドは上部および下部ランナーの内法高さ寸法より少し短く切断(約１０㎜)する。スタッドの形状は、壁高に応じて選定する。

（２）スタッドスペーサーは、右図のようにスタッドの両端部および中央部が固定されるように、スタッド端部より約５０㎜程度の位置（両端２カ所）および中央部（１カ所）に計３個/本、向きに十分注意して挿入する。

（３）スタッドは、３０３㎜以内の間隔で、ランナースペーサーを介して上部および下部ランナーに千鳥配置に取り付ける。
ランナースペーサーの形状は、スタッドの形状に応じて選定する。

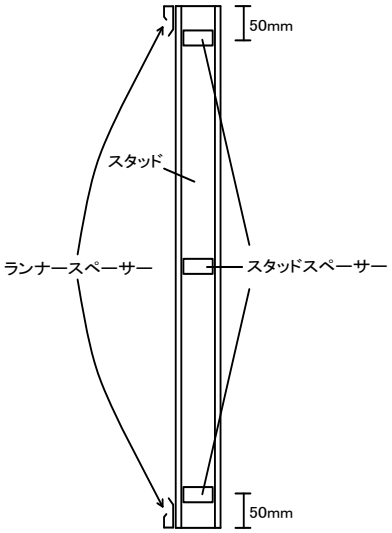

５－２－４　耐火目地材の充てん

（１）ＴＢＺを下張りする前に、スラブ下、梁下、壁、床などの取合部に「タイガーロックフェルト」（厚１０㎜×幅１５㎜×長さ１，０００㎜）を張り付ける。

（２）「タイガーロックフェルト」は、躯体面に取り付け、つなぎ目の部分にすき間が生じないように十分注意する。

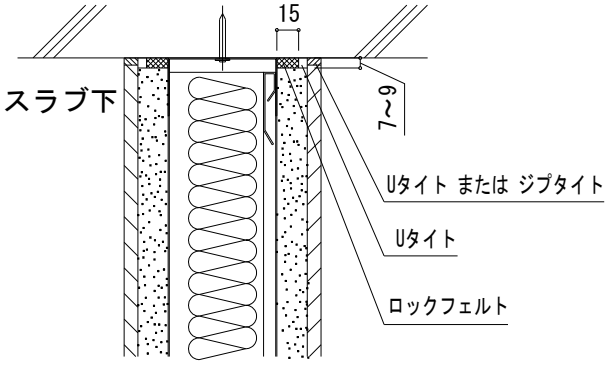

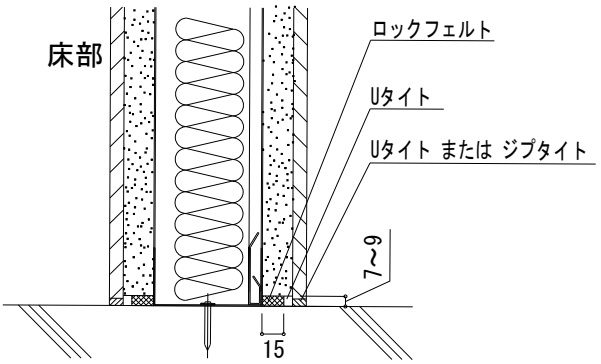

５－２－５　下張りＴＢＺの張り付け

（１）ＴＢＺは、横張りまたは縦張りとする。

（２）ＴＢＺは、スラブ下、梁下、壁、床などに張り付けてある「タイガーロックフェルト」を軽く押しつぶすようにしながらスタッドにタッピンねじで留め付ける。留め付けの際、「タイガーロックフェルト」との間にすき間が生じないように十分注意する。

（３）ＴＢＺは、スタッドと接した部分に不陸が生じないように調整しながら、タッピンねじで３００㎜以内の間隔で留め付ける。ねじ頭は、ＴＢＺ表面より軽く凹ませる。タッピンねじの位置がＴＢＺの端部にあり過ぎると、ＴＢＺの端欠けにより縁が破損するので注意する。

（４）ＴＢＺ同士の目地部は、すき間のないように互いに突き付け張りとする。

５－２－６　下張りＴＢＺの取合部のシール

下張りＴＢＺの張り付け終了後、スラブ下、梁下、壁、床などの取合部は、「タイガーUタイト」ですき間が生じないように十分注意してシールする。シール幅は７～９㎜、深さは約６㎜とする。

５－２－７　上張りＴＳＨの張り付け

（１）ＴＳＨは、原則として縦張りとし、下張りのＴＢＺと目地が重ならないように割り付ける。

（２）ＴＳＨは、コンクリート壁などとの取合部は、５㎜以内の目透かしとなるように調整する。

（３）ＴＳＨの留め付けは、無機質系接着材「タイガートラボンド」または酢酸ビニル樹脂系接着材「吉野サクビボンド」などを２００g/㎡以上点付けし、ステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、２００㎜以内で１箇所あたり１本以上とする。

（４）階段室やエレベーターシャフト内側にＴＳＨを張る場合は、風圧や地震を考慮し、必要に応じて（３）の施工後更に、φ３．５㎜以上×４０㎜以上のタッピンねじでスタッドに約６００㎜以内の間隔で留め付ける。

（５）ＴＳＨ同士の目地部は、すき間のないように互いに突き付け張りとする。

５－２－８　取合部の処理

（１）上張りＴＳＨの張り付け終了後、スラブ下、梁下、壁、床などの取合部は、「タイガージプタイト」または「タイガーUタイト」などですき間のないように充てんする。

（２）吹付け耐火被覆との取合部は、「タイガージプシール」などですき間のないように充てんする。

５－２－９　グラスウールなどの挿入

（１）片面の取合部の処理後、中空部にグラスウールなどを挿入し、下張りＴＢＺにステープルまたはスピンドルピンなどでズレ落ちないように留め付ける。

（２）グラスウールなどは、スタッドのスペーサー部に接する部分に切り込みを入れ、スタッド内および上下ランナー内に差し込むようにしてすき間の出ないように充てんする。

５－２－１０　継目部等の処理（必要に応じて処理する場合に限る）

上張りＴＳＨの継目部等は、ジョイントテープ「タイガージョイントテープ」、「タイガーＧファイバーテープ」とジョイントコンパウンド（パテ）「タイガーＵライト」、「タイガーＦライト」、「タイガーＳＰライト」、「タイガーライト」、「タイガーＶシールパテ」、「タイガーＧＬパテ」、「タイガーＵＰパテ」、「タイガーＦトップパテ」、「タイガーＳＰパテ」、「タイガーパテ」、「タイガージョイントセメント」などを用いて仕上げる。

５－２－１１　仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、壁装材貼り、吹付けなどで仕上げる。

５－２－１２　その他設計、施工上の留意点

（１）この標準施工指導書は、認定書の中から当社が推奨する材料を明記してあります。

（２）外壁や最上階スラブ下など発泡系断熱材を施工する場合は断熱工事に先立って当壁構造を施工する。

（３）ＲＣ梁下に当壁構造を設ける場合は、上部ランナー留め付けピンの保持力が低下しないように、壁の芯が梁際から８０㎜程度以上内側となるように配置するか、上部ランナー固定用アンカーピースなどを埋込みとする。

（４）ランナー受け通し材などを鉄骨梁に溶接する場合は、鉄骨母材を傷めないよう配慮してください。

（５）フラット型デッキプレート下に当壁構造が直交、平行にくる場合、壁芯の左右２５０㎜程度に当たるデッキの山はカットし、壁がスラブまで当たるようにする。（納まり図参照）

（６）デッキプレートに上部ランナーを取り付けた場合のデッキプレート凹部の中空層と上部ランナーとの納まりについては、以下のいずれかの方法で処理をする。

① デッキプレート凹部の中空層に、ロックウール１５０kg/m^{3}をすき間なく充てんする。
その両側に当壁構造と同じ面材で、同じ枚数をデッキプレート下の上張り面材に接着材とステープルなどで留め付ける。この面材とデッキプレートの取合部はあらかじめ＜５－２－４　耐火目地材の充てん＞の方法で処理し、面材を留め付けた後に＜５－２－８　取合部の処理＞の方法で処理する。

② デッキプレート凹部の中空層に、ロックウール１５０kg/m^{3}をすき間なく充てんする。次に、ロックウール部分に「タイガージプシール」をへらなどで押しつけながらすき間なく塗り付ける。「タイガージプシール」の塗り厚は、上張り＋下張りの厚さ以上とする。

（７）鉄骨梁下、鉄骨柱に当壁構造が取り合う場合、耐火被覆の部分での遮音性能低下を考慮する。

（８）当壁構造は非耐力間仕切壁構造のため、その四周処理方法は躯体の変形等による外力が間仕切壁に伝わらないことを前提として取合部の処理、目透かし寸法などを決めております。
柱、梁などの躯体の変形（床スラブのクリープ含む）は一様ではなく、地震の大きさや建物の構造、またはその他の要因により大きく異なりますので、変形が予想される場合には別途、納まりをご検討ください。

（９）当壁構造に電気ボックス類は取り付けない。

（１０）当壁構造に面して吊り戸棚を取り付ける場合は、扉の開閉音・振動が間仕切壁を介して隣戸へ伝播しないように十分配慮する。基本的には吊戸棚自身で対策を講じる。

（１１）当壁構造にドアを取り付ける場合は、開口部補強材を独立して、床、スラブ下、梁などの躯体に直接固定用ピンまたは溶接などにより固定する。

（１２）高層建築物が強風等により揺れて、当壁構造にきしみ音低減対策が必要な場合は、別途ご検討ください。

（１３）亜鉛めっき鋼板等は、スタッドと下張り材または下張り材と上張り材との間に取付ける場合は、厚さ０．１１～２．３㎜で、片面あたりの壁面積に対して５０％以下とする。

⑥ 検 査

６－１ 自主検査

工 程	項 目	要点	方 法	基 準	管理方式
墨 出 し	基準墨	寸 法	コンベックス	±２．０㎜	チェック検査
ランナー取り付け	ランナー固定用ピン	間 隔	コンベックス	６００㎜以内	
スタッド取り付け	スタッドの垂直度	寸 法	下げ振り水準器	±２．０㎜	
	割り付け	間 隔	コンベックス	３０３㎜以内	
スペーサー取り付け	ランナーおよびスタッド	取り付け	目 視	スタッドの３カ所およびランナー部	
ＴＢＺ取り付け(下張り)	突き付け	目違い	定 規	２．０㎜以内	
	目 地	すき間	目 視	すき間がないこと	
	タッピンねじ	間 隔	スケール	３００㎜以内	
ＴＳＨ取り付け(上張り)	突き付け	目違い	定 規	１．５㎜以内	
	目 地	すき間	目 視	すき間がないこと	
	接着材	重量	秤または容器	２００ｇ/㎡以上	
	ステープル	間 隔	スケール	２００㎜以内	
グラスウールなど	挿 入	すき間	目 視	すき間がないこと	
壁端部	充てん	すき間	ライト	透過光のないこと	

６－２ 立合検査

立合検査は、建設元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

認　定　書

国住指第 4466 号
平成 21 年 3 月 13 日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長　須藤 永一郎　様

国土交通大臣　　金子　一義

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第七号及び同法施行令第 107 条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1 時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   FP060NP-0198

2. 認定をした構造方法等の名称
   人造鉱物繊維断熱材充てん／両面せっこうボード・強化せっこうボード張／軽量鉄骨下地間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認　定　書

国住指第 3119 号
平成 20 年 12 月 11 日

吉野石膏株式会社
代表取締役　須藤　永一郎　様

国土交通大臣　　金子　一義

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 30 条及び同法施行令第 22 条の 3（界壁の遮音構造）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   SOI-0112

2. 認定をした構造方法等の名称
   両面両面ボード用原紙張/せっこう板・せっこうボード張／軽量鉄骨下地（千鳥）間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

認　定　書

国住指第 3120 号
平成 20 年 12 月 11 日

吉野石膏株式会社
代表取締役　須藤　永一郎　様

国土交通大臣　　金子　一義

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 30 条及び同法施行令第 22 条の 3（界壁の遮音構造）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
   SOI-0113

2. 認定をした構造方法等の名称
   両面両面ボード用原紙張/せっこう板・せっこうボード張／軽量鉄骨下地（千鳥）間仕切壁

3. 認定をした構造方法等の内容
   別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

吉野遮音システム A-２０００･ＷＩ
標準施工指導書

Ｓ－００８－１８

音源/受音室容積	286 / 304 m^3
透過部面積	10.05 m^2
使用音源	1/3ｵｸﾀｰﾌﾞﾊﾞﾝﾄﾞﾉｲｽﾞ
測定方法	JIS A 1416：2000 実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法
残響室内温度	19.1 ℃
残響室相対湿度	61 %
測定年月日	平成14年11月19日
測定機関	吉野石膏(株) 総合性能試験センター

試験体断面・仕様　（単位：mm）
試験体サイズ：2730H×3680W
壁　厚：136（ランナー：⊏-75×40×0.8）
間柱間隔：303（片側606）

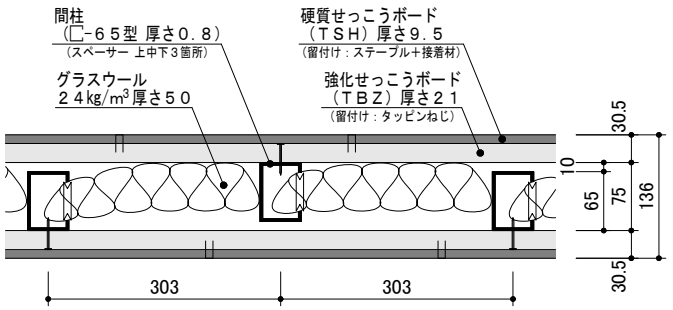

中心周波数 (Hz)	音響透過損失 (dB)	
	1/3ｵｸﾀｰﾌﾞ	1/1ｵｸﾀｰﾌﾞ
		●—●
100	39.6	42
125	43.6	
160	47.5	
200	50.3	51
250	50.8	
315	52.4	
400	55.5	57
500	58.3	
630	58.3	
800	59.7	62
1000	63.7	
1250	66.4	
1600	67.5	67
2000	67.7	
2500	66.7	
3150	65.1	66
4000	65.5	
5000	70.4	
TL_D値	——	56

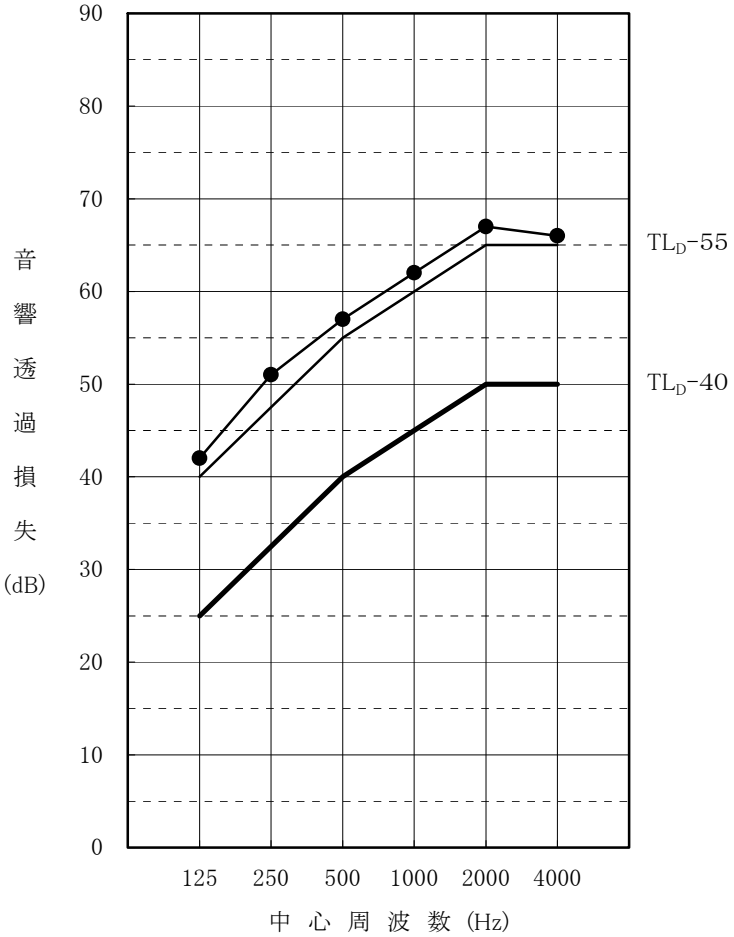

※上記の遮音性能測定値は、遮音壁の上張面材の継目及び壁四周の隙間処理を施した場合の数値です。

遮音性能

［平成２６年４月版］

吉野遮音システム　A-2000・WI
標準施工指導書

S－００８－１９

標準垂直断面図

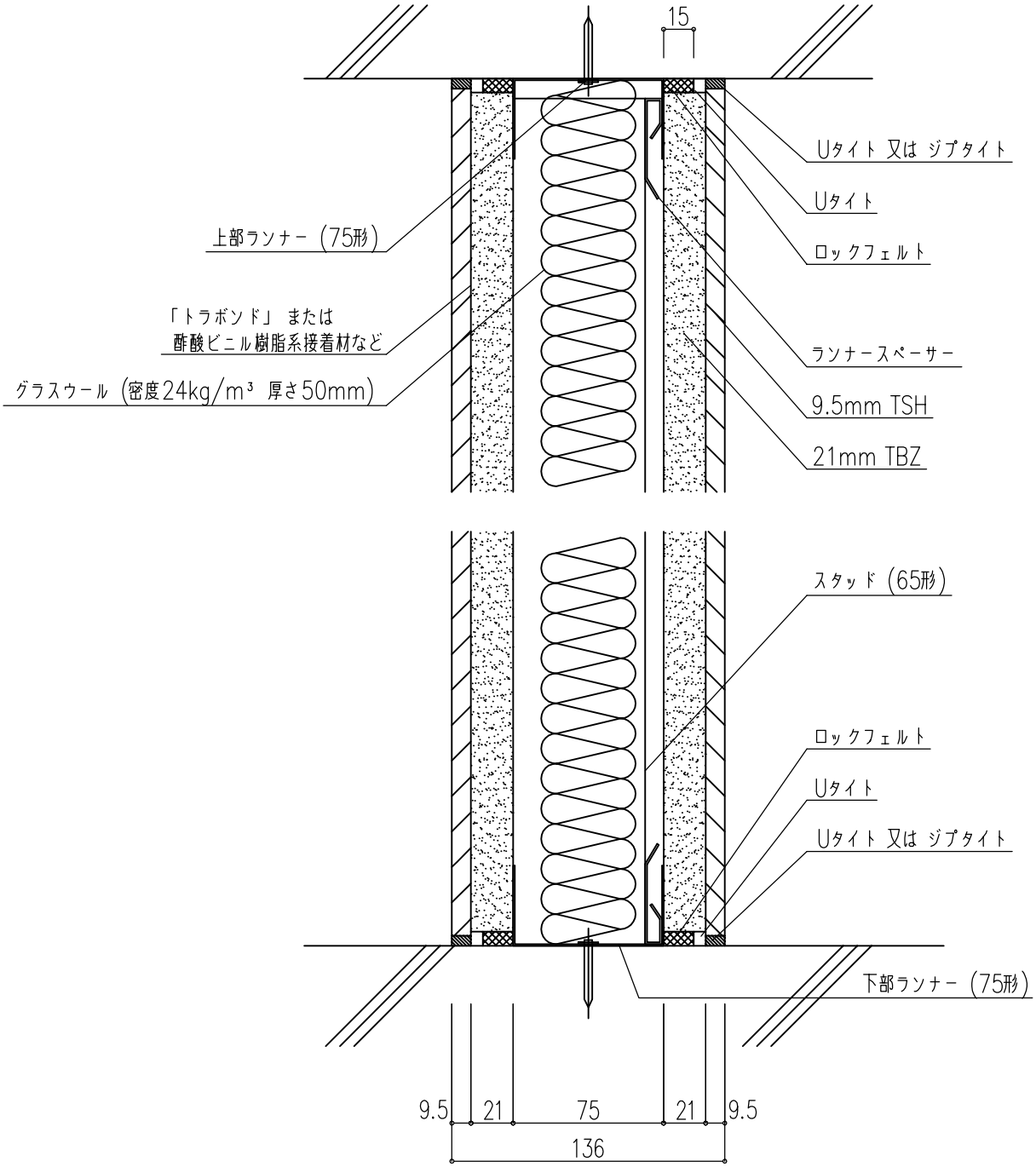

乾式戸境壁に求められる公的性能基準確保には、
鋼製下地は、厚さ0.8mmのＪＩＳ品を使用する。

図面名　コンクリートスラブ、床との納まり

［平成２６年４月版］

標準水平断面図

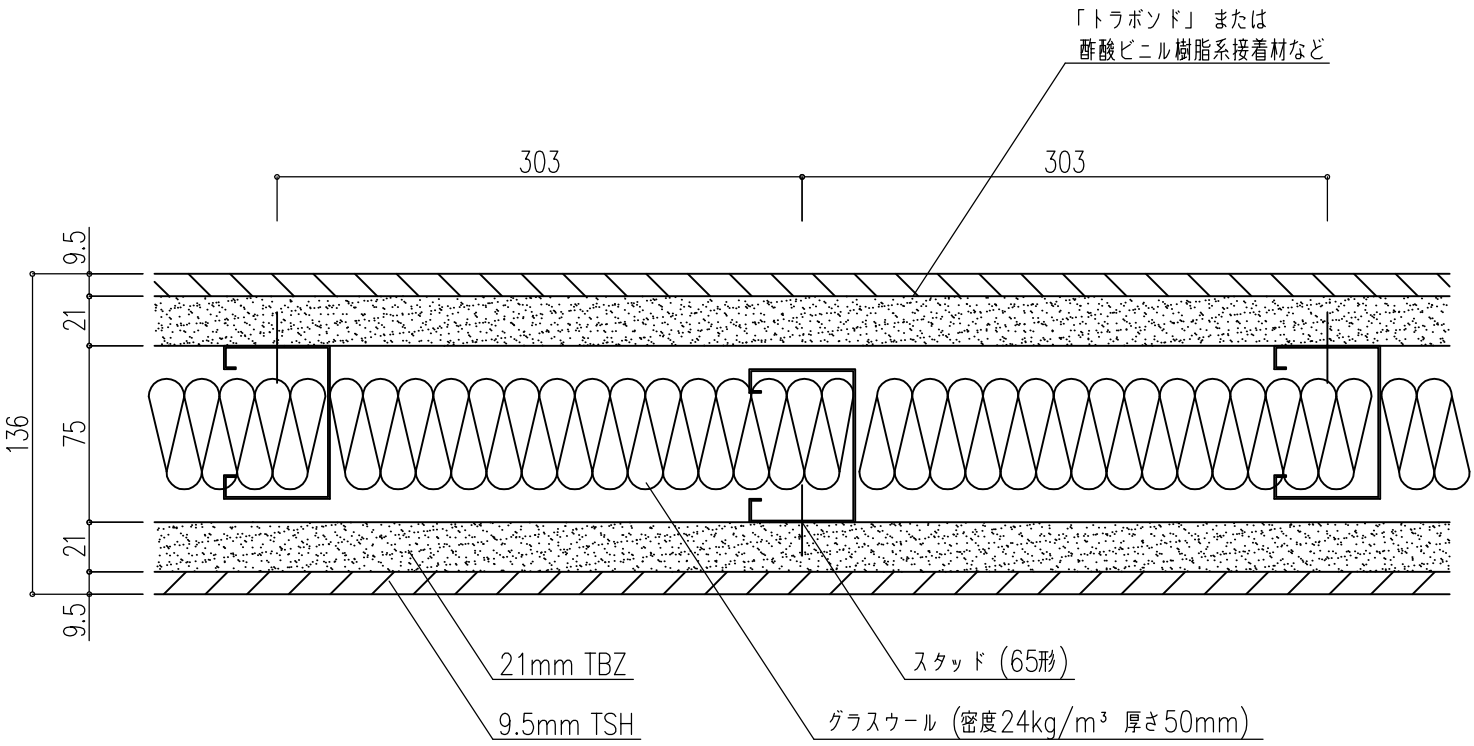

図面名　水平断面図

［平成２６年４月版］